

月刊

616

2013年3月号  
53巻/3号

# 登記情報

分かりやすい誌面で登記・供託関連実務をサポート



司法書士と財産管理業務の新たな展開を目指して

篠原敬郎

## 特集 司法書士と財産管理業務の展望

- ① 司法書士が担う財産管理業務の法的根拠 佐藤純通
- ② 司法書士と財産管理業務の展望  
～民事信託の扱い手として司法書士に期待される役割について 大垣尚司
- ③ 任意相続財産管理業務及び遺言執行の実務 猪狩佳亮／石橋孝之
- ④ 相続の限定承認後の清算手続代理業務  
～司法書士が担う相続財産管理人の代理業務について 佐藤純通
- ⑤ 担保不動産の任意売却の実務  
～金融機関からみた司法書士の関与への期待と役割 黒木正人
- ⑥ 担保不動産の任意売却の実務  
～司法書士のかかわり方と今後の展望について 大野静香
- ⑦ 司法書士と中小企業支援  
～財産管理業務の展望と課題 鈴木龍介／小野絵里  
(ダイジェスト版)商業登記法コンメンタール(3) 小野絵里

### 司法書士入門～いまさら聞けない登記実務～

第3回 株式会社の役員変更(1) 初瀬智彦／小口文隆／浦田 融

### 登記実務からの考察

【商業・法人登記】外国会社の登記における登記すべき事項について 草薙智和

### 誌上講義 涉外協会員による渉外登記実務入門講座

〔第5回〕台湾涉外相続登記 有野久雄

司法書士のための会社計算規則入門(第6回・完) 鈴木一也

〔第7回〕実践コンプライアンス入門講座

紛争型の経営体制交代時の登記 高谷裕介

〔逐条解説〕不動産登記事務取扱手続準則(19) 岡本典子／済田秀治

### 供託ねっと—実務から学ぶ供託—(第29回)

金銭を供託すべき場合において、小切手を代用することの可否について 山代和徳

### すぐに使える 債権回収業務基礎講座

〔第4回〕民事調停・少額訴訟について 北詰健太郎

坂道をゆく 〔第3回〕小栗坂 小林昭彦

最近の土地境界確定判決を散策する(第17回) 山口智啓

### 成年後見人ノート

私の後見体験記 篠田貴子

### 士業のためのFP入門(第12回・完)

～日本版ISAって何?～ 菱田雅生

### ■商業登記掲示板



一般社団法人  
金融財政事情研究会

## 7 司法書士と中小企業支援 ～財産管理業務の展望と課題

司法書士 鈴木龍介

司法書士 小野絵里

中小企業（注1）は我が国の経済を支える基盤といえ、会社と個人事業者を含む全企業数の99.7%（421.3万社のうち420.1万社）を占め、雇用の65.9%（4297万人のうち2834万人）を創出している（注2）。

中小企業を取り巻く動向としては、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るために臨時措置に関する法律（以下、「金融円滑化法」という。）」が終了期限を迎えることから、資金繰りが悪化するケースの増加が懸念されるとともに、企業再生のニーズが高まることが予想される。一方で、安定した経営を継続している場合でも、経営者の高齢化に伴い、事業承継が中小企業特有の問題として深刻化している。

司法書士は、これまで登記業務を中心に中小企業の法務の手続に関与してきたが、近時ではコンプライアンス意識の高まりや中小企業を取り巻く環境・制度の変化を受け、手続業務にとどまらない、中小企業を総合的に支援する専門家に対するニーズが高まっている。

司法書士による中小企業支援業務として、いわゆる司法書士の本来業務である登記や簡易裁判所訴訟代理等（司法書士法3条）のほかに、司法書士法施行規則31条1号を根拠とする「他人の事業の経営の代理又は補助」に関する業務が認められる。具体的には、企業の顧問や社外役員として中小企業の経営を支援することがその範疇に入るものと考える。

本稿では、司法書士による「他人の事業の経営の代理又は補助」という観点から、中小企業支援に関するいくつかの想定される業務を抽出し、その展望と課題について筆者らの実務経験を踏まえ考察してみたいと思う。

### I 顧問契約

#### 1 中小企業における顧問のニーズ

「2012年版中小企業白書」によれば、定期的な経営相談を利用している中小企業の経営者は全体の約3割にとどまっているものの、これらの企業には増益傾向が表れている（注3）。具体的な相談相手としては、顧問税理士・会計士（68.1%）、家族・親族（27.4%）、メインバンク

（17.7%）が挙がっている（注4）。

現状では、法律の専門家である弁護士や司法書士を顧問としている中小企業は、多くないものの、法律の専門家から定期的に助言を受け、法制度を経営に活用していくことは、安定した事業の継続のためにも効果的であると考える。

#### 2 顧問司法書士の役割

顧問司法書士に期待される役割は、法務顧問として専門性を活かした助言をすることのほか、経営判断に関する相談を受けることが挙げ

（注1）中小企業を一義的に定義付けることは難しいが、本稿では証券市場に上場していない、中小企業基本法2条に規定する企業を念頭に言及する。

（注2）「2012年版中小企業白書」付属統計資料2表／都道府県別企業数、常用雇用者・従業者数（民営、非一次産業、2009年）<http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/H24/H24/index.html>

（注3）前掲・白書第3部第2章第1節第3-2-6図「経営相談有無別の直近5年間の利益の傾向」

（注4）前掲・白書第3部第2章第1節第3-2-3図「中小企業経営者の経営相談の状況」

## 特集 司法書士と財産管理業務の展望

### 【記載例：顧問契約書】

顧問契約書	<p>ABC 商事株式会社（以下、「甲」という。）と司法書士 法務太郎（以下、「乙」とい う。）は、次のとおり顧問契約（以下、「本契約」という。）を締結する。</p>	
第1条（目的）	<p>甲は乙に対して、甲の法務問題を含む経営に關して、乙が継続的に相談・助言を行うこ とを目的として顧問を委託し、乙はこれを受任する。</p> <p>2 前項に定める顧問業務は原則として月1回の乙の事務所における面談によるほか、 電話・FAX・電子メール等適宜の方法によって行うものとする。</p>	
第2条（顧問料）	<p>甲は乙に対し、本契約に基づく顧問料として、月額金〇万円（消費税別）を毎月末日 までに翌月分をこの指定する口座に送金して支払うものとする。なお、振込手数料は甲 の負担とする。</p>	
第3条（顧問業務以外の業務）	<p>甲は乙に対し第1条に定める顧問業務の範囲を超える以下の事務を委任するときは、 甲乙で協議し、甲は、乙に対し別途報酬を支払うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 登記手続</li> <li>(2) 簡易裁判所訴訟代理</li> <li>(3) 契約書・譲り受けの作成</li> <li>(4) その他甲乙間で合意した事務</li> </ul>	
第4条（契約期間）	<p>本契約の有効期間は、契約締結日より1年間とする。ただし、契約の終期の3日前 までに甲又はこの申出がないときは、同一の内容にて自動更新されたものとみなす。</p> <p>本契約書を2通作成し、甲・乙記名押印の上、各1通を保有する。</p>	
	<p>平成〇年4月1日</p> <p>（甲） 東京都新宿区西新宿〇丁目△番□号 ABC 商事株式会社 代表取締役 山田 一郎 ㊞</p> <p>（乙） 東京都千代田区九段北〇丁目△番□号 司法書士 法務 太郎 ㊞</p>	

られよう。

中小企業では、専任の法務担当者を置くことが人材の確保やコストの点から難しく、そういった意味でも一定の法務機能をアウトソーシングできる意義は大きい。相談内容が紛争事案・税務・人事労務など司法書士の職域外の課題を含む場合には、顧問司法書士がハブ的役割を担い、弁護士・税理士・社会保険労務士といった他の専門家と連携することによって有機的な対応をとることができる。また、顧問業務以外の業務を受任する場合にも、定期的なコミュニケーションをベースに企業の状況を把握していることから、スポットで受任する場合に比べ、より迅速かつ適切な対応が可能になる。

経営相談の場面においては、企業を取り巻く様々な要因を考慮した総合的な判断を求められることになる。司法書士の特性として、幅広い顧客層を持ち、地域社会に根ざしていることから、理論のみに傾倒することなく、現実的な着地点を踏まえた経営者にとって有益なアドバイスができるものと思われる。

### 3 顧問司法書士に求められる素養

顧問司法書士には、企業の目指す方向を理解した上で、課題を抽出し、その解決策を積極的に提案する力が求められよう。そのためには、当該企業・地域経済・業種動向等に対する理解が不可欠である。また、税務・人事労務・許認可等の専門領域外に関しても幅広い知識を習得する必要がある。自らの専門分野に閉じこまらないバイタリティが何よりも重要であろう。

### 4 顧問司法書士の問題点

顧問司法書士の問題点として、どこまでが顧問業務に含まれ、どこからが顧問業務に含まれないかという線引きの難しさがある。この点に関しては、有効に顧問司法書士を利用したい企業側の思惑とのギャップが生じやすいところなので、あらかじめ顧問契約書等により一定の区分を示しておくことでトラブルや不満が回避できることにもつながろう。

これとは逆に、企業側が顧問司法書士の利用に積極性を欠くような場合、たとえば1か月間、何の相談も連絡もないようなケースである。無事であることは何よりという考え方もできるが、やはり報酬をいただいて顧問を務めて

いる以上は何か役に立ちたいと思うのは人情である。そこで、顧問先を定期的に訪問し、面談する機会を持つことを提案したい。顧問先としても、わざわざ連絡してまでのことではないと思ってしまっている件でも、面と向かうことで話題になることもあります、それが重大事ということもある。

## II 社外役員

### 1 社外役員のニーズ

社外役員の導入は、客観的な立場に基づく判断を経営に取り入れ、大きな失敗を未然に防ぐことが期待される。社外役員が法律の専門家である場合には、コンプライアンス経営を推進させる効果も期待できよう。

現状、多くの中小企業では親族や従業員出身者を役員としており、社外役員を導入する中小企業はそれほど多くはない。一方で、中小企業といつてもM&A、事業承継の多様化や取引先からの選別といったことを総合的に考えると、信頼性の高いコーポレートガバナンス体制を備えていることは重要であり、今後、社外役員を導入するニーズは高まるものと思われる。

### 2 社外役員としての素養

社外役員には、一般的かつ常識的な判断と、経営に対するアプローチに一定の専門性が求められる。

司法書士の場合、登記等の手続業務を通して多くの事案を経験しているとともに、民法や会社法といった実体法を前提とした取引実務にも精通していることから、社外役員の適格性を有しているといえよう。

### 3 社外役員就任の問題点

司法書士が社外役員となる場合の問題点としては、就任先の企業から事件の依頼を受けるようなケースが考えられる。例えば、不動産登記業務についていえば、権利者と義務者の双方の申請代理人となる場合がほとんどであるが、当該企業でない相手方から公正性に疑念を持たれる可能性がある。また、簡易裁判所訴訟代理に關

していえば、受託業務を誠実に行う義務（司法書士法2条）と社外役員としての忠実義務（会社法355条）が両立しえないことも考えられる。

さらに、事件処理においては当然に報酬を受けることになるが、その金額の多寡によっては、社外役員としての独立性について疑惑が生じることも考えられる。

司法書士に限らず一般論にも通じるが、社外役員がその任務を懈怠した場合には、会社に対する損害賠償責任を負い（会社法423条1項）、悪意又は重過失がある場合には、第三者に対しても損害賠償責任を負う（会社法429条1項）。社外役員に就任した場合には、当該企業の情報を収集し、社外役員としての責任を果たさなければならぬが、社内の役員と比べて、情報量も執務時間も共に限りがあることから、あらかじめ会社との間で責任限定契約（会社法427条1項）を含む一定の取決めをしておくことも一考である。

## III 清算人

### 1 清算人のニーズ

会社が解散した場合には、解散前の代表者が会社の状況を最もよく把握しているため、そのまま解散会社の清算人に就任するケースが多い。ただし、解散前の代表者が死亡したり、他社に勤務するといったような場合には外部の専門家に清算人を依頼するニーズがある。

### 2 清算人としての素養

清算人は、清算会社の代表者として、清算事務を遂行する義務がある。清算事務の実務は、基本的には経営上積極的なものではなく、法令のルールに基づき肅々と手続を進行することが求められるケースがほとんどである。

司法書士の場合、会社法・商業登記を通して清算事務に関する知見を有しており、紛争が想定されないような場合には、清算人としての業務の担い手となりうると考える。

### 3 清算人就任の問題点

司法書士が中小企業の清算人となる場合に

は、会社の唯一の代表者となることが想定されることから、就任にあたっては、その責任のあり方やスタンスを株主等の関係者と協議していくべきであろう。

## IV 企業再生

### 1 金融円滑化法の期限切れと企業再生のニーズ

金融円滑化法は、中小企業の資金繰りの悪化を食い止めることを目的として、金融機関に対し、中小企業からの返済期限の延長等の貸付条件変更の申出を受けた場合、できる限り応じる努力義務と対応状況の開示義務を課すものである。また、貸付条件の変更をした場合であっても、1年内に経営再建計画を定める見込みがあるときには、当該債権を不良債権として「貸出条件緩和債権」に区分する必要がないものとしている。平成24年9月末までに、累計で約343万件、約95兆円の債権について貸付条件の変更等が実施されており（注5）、平成25年3月末の円滑化法の終了に伴い、貸付条件変更の適用を受けた多くの中小企業は、資金繰りが悪化し、企業継続が危ぶまれる事態が懸念されている。

### 2 金融円滑化法の出口戦略と司法書士に期待される役割

金融庁は、金融円滑化法の終了に伴う出口戦略として、①金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮、②企業再生支援機構（注6）や中小企業再生支援協議会（注7）との連携の強化、③その他経営改善・事業再生支援の環境

整備を行うことで、中小企業の自助努力を促し、経営改善、抜本的な事業再生・業種転換・事業売却等による企業再生を支援していくことを提言している（注8）。

司法書士は、これまで、企業再生スキームの実行の場面において、第二会社方式の会社分割や種類株式を用いた増減資等における登記手続に関与することが多かったが、今後は、企業再生スキームの法務手続に精通した専門家として、再生計画の策定の場面から積極的に関与していくことが考えられる。

平成24年8月には、中小企業に対して専門性の高い支援事業を行う「経営革新等支援機関（注9）」を認定する制度が創設されている。経営革新等支援機関の認定は、税務・金融・企業財務に関する専門的知識を有する専門家を対象としており、司法書士が企業再生の支援業務を進めるにあたって、この認定取得が有効なアプローチの一つになることも考えられる。

## V 事業承継

### 1 事業承継についてのニーズ

事業承継には、①親族での承継、②従業員への承継、③第三者への承継とがあり、いずれの方法も選択できない場合に、④廃業が選択肢に加わることになる。

円滑な事業承継の条件の1つとして、経営権の安定化を図るために後継者へ自社株を承継させる必要がある。親族への承継においては、後継者が自社株を承継することによる他の遺留分権利者からの遺留分減殺請求の可能性や相続

（注5）平成24年11月30日金融庁「中小企業金融円滑化法に基づく貸付条件の変更等の状況について」<http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20121130-3.html>

（注6）地域経済の再建と信用秩序の基盤強化を図るため、「株式会社企業再生支援機構法」に基づき国の認可法人として設立された中堅事業者、中小企業者その他の事業者の事業再生支援を行う株式会社

（注7）中小企業の再生を進めるために、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に基づき各都道府県に設置されている中小企業の再生に関する相談・助言・再生計画策定支援を行う公的組織

（注8）平成24年4月20日内閣府・金融庁・中小企業庁「中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ」<http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2012/0420Enkatsu-encho.htm>

（注9）「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に基づき、中小企業支援事業に携わる個人・法人等のうち、税務、金融及び企業財務に関する専門的知識や支援に関する実務経験が一定レベル以上の者を認定する制度

税・贈与税の大きな負担が問題となる。従業員や第三者への承継においては、多額の自社株の買取り資金が必要となるという問題がある。

## 2 承継法の概要

前述の問題に対応するため、平成20年10月に施行された「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」では、次のとおり措置が講じられている（注10）。

### 〈遺留分に関する民法の特例〉

- ・遺留分算定の基礎財産に生前贈与を受けた株式を算入しない「除外合意」
- ・遺留分算定基礎財産のうち生前贈与株式を合意時の価格に固定する「固定合意」

### 〈相続税・贈与税の納税猶予〉

- ・相続又は遺贈により取得した自社株式の80%に対応する相続税の納税猶予
- ・贈与により取得した自社株式に対応する贈与税の納税猶予

### 〈金融支援〉

- ・日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫の低利融資制度
- ・信用保証協会における通常の保証枠とは別枠の保証制度

相続税・贈与税の納税猶予制度は、自社株式承継に伴う相続税・贈与税の大幅カットを可能にする制度であるものの、雇用継続要件（承継時の80%の雇用を5年間維持すること）や未達成時における猶予額の一括納税義務などのハードルが高いことから、あまり利用が進んでいない（注11）。

平成25年度税制改正大綱では、雇用継続要件、未達成時の納税方法や利子税の要件等を緩和する税制改正の方向性が示されており（注12）、その動向が注目される。

（注10）本制度の詳細については、柏原智行＝山口徹朗「中小企業経営承継円滑化法の政省令の概要」（本誌566号42頁～）を参照されたい。

（注11）平成24年度第5回税制調査会（11月9日）資料「事業承継税制の見直しについて（経済産業省）」によると、平成24年9月までの相続税・贈与税の納税猶予の利用件数は、合計549件（相続税381件、贈与税168件）にとどまっている。[http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2012/\\_icsFiles/afielddfile/2012/12/26/24zen5kai8.pdf](http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2012/_icsFiles/afielddfile/2012/12/26/24zen5kai8.pdf)

（注12）平成25年1月29日「平成25年度税制改正大綱」39頁

[http://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2013/250129taikou.pdf](http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2013/250129taikou.pdf)

## 3 事業承継と司法書士に期待される役割

事業承継を実行するためには、前述のとおり自社株式を後継者に承継させることが必要であり、その承継を適切に進めるためには、会社法や相続法の専門知識が不可欠である。事業承継の対策は、税理士主導で始まることが多く見られるが、具体的なスキームの策定や手続の実行にあたっては、会社法務・相続手続の専門家である司法書士の果たす役割は重要であるといえる。

事業承継にあたっては自社株式の承継だけではなく、後継者に対し、経営理念やノウハウを継承し、後継者と社内外の関係者との良好な関係を構築し、対象企業の事業自体をソフトランディングさせる必要がある。司法書士は、中小企業の法務手続やその親族の相続手続を経験してきていることから、手続面のサポートだけではなく、対象企業の課題の抽出、関係当事者の合意形成や後継者育成の場面においても、客観的な立場から力を発揮することができるものと考える。

## VI 終わりに

「他人の事業の経営の代理又は補助」という観点での司法書士の中小企業支援業務は、社会的なニーズがあり、その内容もバラエティに富む非常に魅力的なものであると評価できよう。

今後は、多様化している司法書士業務の中でも一翼を担うものとして位置づけられることが望まれるが、そのためには当該業務に関心や意欲を持つ司法書士が積極的かつ臆することなく実践に取り組み、事例の集積をしていくことが肝要であると考える。

（すずき りゅうすけ）  
（お の えり）